

『意匠法』正誤表(2013.7.10現在)

箇所	誤	正
40頁2行目	「その譲渡後の意匠権の譲受人等」	「その許諾後の意匠権の譲受人等」
41頁8-9行目	(意匠52条→特許133条の2)	(意匠52条→特許135条)
44頁17行目	(26条の2第2項)	(26条の2第3項)
56頁6-7行目	[特許9条2項ただし書]	[特許8条2項ただし書]
120頁「願書作成例」	【意匠の登録をした者】	【意匠の創作をした者】
140頁14行目	「最先の優先権主張の日から」	「意匠登録出願の日から」
182頁17行目	「民訴法338条1項8号の事由がある場合」	「民訴法338条1項4~7号の事由がある場合」
184頁7行目	「再審の審決の登録」	「再審の請求の登録」
184頁14行目	「再審の審決の登録」	「再審の請求の登録」
186頁1行目	「請求不成立審決(46条⇒…)」	「請求不成立審決(47条⇒…)」
188頁注25	新堂・前掲注22)849頁参照。	新堂・前掲注22)893頁参照。
196頁16行目	「主張することかができない」	「主張することができない」
243頁注40	判時1637号121頁	知的裁集30巻1号75頁
249頁6行目	「④の損害の証明には…」	「③の損害の証明には…」
250頁以下タイトル部	(i) 39条1項本文, (ii) 39条1項ただし書, (iii) 39条2項, (iv) 39条3項, (v) 39条4項	(i) 39条1項, (二) 39条1項ただし書, (ii) 39条2項, (iii) 39条3項, (iv) 39条4項